

事件番号 平成29年(行ウ)第232号 損害賠償請求事件(住民訴訟)

原告 [Redacted]

被告 国分寺市長 [Redacted]

意見陳述書(原告 [Redacted])

平成 29 年 7 月 8 日

(住所)

(氏名)



【はじめに】

この場を与えていただきましたことに感謝し、ここに意見をいたします。

私は、法治国家であるこのわが国で、政治責任という正義が果たされよと、願う者でしかありません。

まずはこのことをご理解いただきたいと思います。

【市民としての心情】

国分寺市市民として私どもは、星野前市長に対し、市が支払った賠償金を弁済するよう求めています。

前市長による違法行為の不始末を税金で充当することは決して許されません。

私どもにとって、このような訴訟は初めての経験ではありますが、ただ座しているだけではいけない。市民としてできる責任をまず果たすべきではないか。と、ここに行動をいたしました。

5億円という市民の税金が意味もなく消え、それを知る市民もほとんどいない。

国分寺市の市民団体はおろか、政治団体のようなところさえ、この問題の追及には関心はない様子。

地方自治がおろそかになることは、日本というクニにとっても怖いことであると私は感じます。

昨今、地方自治、地方主権などと言われていますが、これだけ自治体の首長の権限が大きい中で、政治家が責任を取らないことはあり得ません。

地方自治の精神からしても、許されている首長(クビチョウ)の行政執行における裁量とは、責任が伴うからのものでありましょう。

その責任を問えなければ、違法な行政執行や濫用を止めることなど誰もできなくなってしまう。

例えば市の職員であれば、上司がいて同僚や先輩がいます。法令順守を互いによく理解し、彼らは実務能力を日々磨いています。教育訓練の機会すらあります。

ところが市長職というものにはそういうものはありません。それにも関わらず執行の権限は絶大です。

それが、自治体のクビチョウ・政治というものの権威なのでしょう。

ならば、だからこそ、なおさら「責任」が、厳しく伴うべきなのではないでしょうか。

それとも、地方選挙の投票率は国政選挙より低く、みなが無関心で、誰も鋭い監視の目を向けられないからと、好き放題にできるのでしょうか。

ならば、その執行が誤った結果となれば、きちんと政治家個人としての責任果たし、弁済をしていただきたい。

それだけの報酬もあるのです。

加えて、今回、私どもが星野前市長へ弁済を訴えておりますもの。損害賠償金の支払いに至る経過はあまりにもひどい。

星野前市長が法治国家としてのあり方ややり方を全く無視し、いい加減に振り回した権限はいったいどんな根拠や理由があったのでしょうか。

それは、執行長の裁量行為と呼ぶことさえ、ためらわれます。

ただの特定業者への営業妨害でしかなかったのです。

【振り返って】

今となっては国分寺駅前再開発は当時よりも大きく変更され、当時国分寺市が支払わせられた損害賠償金とは何だったのか。どこにもその痕跡を残すものは見当たりません。

駅前には大きなマンションが建設中ですが、その姿は、パチンコ事業者の営業を妨害したときには検討されてもいませんでした。

国分寺市はおそらく今でも、当時の駅前再開発の進行とパチンコ出店妨害を結びつけて損害賠償金の支払いを正当化するでしょうが、もはや詭弁でしかありません。

今の再開発は、当時とは全く違うのです。

国分寺市の職員の方にお聞きしたことがあります。

そもそも、都市計画法に基づく再開発事業というものは継続して続いてゆくものであり、「頓挫したり」「立ち行かなくなってしまう」ということは「ない」のだそうです。

都市計画というのは、どんなことがあっても必ず進んでゆくものであって、「自治体が行うこと」というのは、そういうことなのだ、と。

内容が変更されることはあっても、将来的には必ず実現されるのだ、と。

そうであれば、いったい何のために星野前市長は特定の事業者を標的に営業妨害をし、損害賠償金を支払うハメになったのでしょうか。

いわば、これは星野氏が個人的にしたかったことなのです。

いえ、私にはそうとしか言えません。

それほど意味がないことだったと思います。

ならば。

彼個人が、この不始末を負担すべきです。

国分寺駅前はいへんパチンコ屋さんの多いところだと思います。よくも悪くも。それは事実です。

しかしなぜか、星野前市長は新規出店をしようとした事業者だけを妨害しました。

その妨害行為には政治信条としての一貫性もなく、ただただ不可解で、...

違法な権力の行使をしたこと。

それだけが目立ちます。

【関連事情】

そして、その不可解な、実に奇妙な事実を申し上げたいと思います。

新規出店しようとしたこの事業者は、二階建て店舗の出店を計画しました。

彼らが国分寺市に相談に行くと、

「そこは再開発予定地区だから都知事の許可がいるが、市長はその許可を出すなと東京都に要請する。だから都の許可は出ない。二階建ての店舗にはできないと考えてくれ。」

そんな説明をされたそうです。

そこでこの事業者は二階建て店舗の出店をあきらめ、その後、出店自体を妨害されました。

そもそも、これはどういう制限なのでしょうかね。

再開発の予定されている網のかかった場所です。その建物が増築されたりすればどうなるでしょう。いざ再開発が進んで休業補償という段になれば、補償は増築した部分の営業権にもしなければなりません。

それがいたずらに大きくなってしまふのは困るというわけなのでしょう。

再開発はすぐにでも進む状況となったから、現状の変更は待ってくれ、と。ここは待ってもらおう、と。

そういう理屈だと理解できます。

これは都市計画法に定められているそうで、市長は再開発の現場をよく知る、地元国分寺市のクビチョウとして、東京都に許可しないでくれと要請できるわけです。

「再開発の費用がいたずらに増えたりしないように」です。

ところがです。

別の、元から駅前で営業していたパチンコ事業者はなぜか増床を果たします。

増床、ぞうしょうです。増築で営業の床面積を広げるといふことです。

先の損害賠償訴訟でもこのことは問われます。

なぜこの業者は増床できているのか。まるでこの事業者の優遇ではないか、と。裁判のさなかに指摘されているのです。

星野前市長の同席した場で、市側はこう応えます。「それは関知しない。東京都知事が許認可することだから。」と。

いえ・・・ちょっと待っていただきたい。

こんなあからさまな、「しらばっくれ」が許されるのでしょうか。

「認可するなどの要請を市長は出す」、「増床はさせない」としながら、別の事業者はなぜかあっさり増床しているのです。その説明になっているのでしょうか。

・・・おそらく市長は認可しないでくれなどとは要請しなかったのでしょうか。

要請しなかったからといって違法ではない、と。それで、東京都知事はそのまま認可をした、と。

市長のどんな気まぐれか知りませんが、しかし、これはあまりにも不公平な行政です。

違法でないからと言って、こんなことが通るのでしょうか。

特定事業者を優遇する結果にしながら、「実際に認可するのは東京都知事だから・・・」と、市長は白々しく開き直ったのです。

特定業者との癒着や不正の証拠がなかろうとも、これだけは、事実です。別の事業者は不可思議にも増床ができた。これだけは「確かな事実」なのです。

そして増床した事業者は再開発工事でその分の休業補償を受け取っています。増床した部分もあわせて休業補償を倍、受けたのです。

新規参入のパチンコ事業者には増床させず、それどころか出店妨害さえしました。裁判で、その妨害の理由について、国分寺市は「パチンコ店が増えることで休業補償など費用が多額になる可能性があった」などと言っています。

だから妨害したのだ、と。

そう言いながら、別のパチンコ店の増床は見過ごされたのです。

結果として、新規のパチンコ事業者が出店した場合と同じだけの補償費がかかっています。

いえ。とてとても費用は同じではありません。

この訴訟で弁済を求めている、星野前市長の出店妨害の賠償金もあります。

それを含め、もっと巨額の費用が意味もなく使われたのです。

【むすび】

この裁判で、いかに星野前市長が再開発事業に関連づけても、いかに自分の行動の責任から逃げようとしても、何一つ、損害賠償金支払いの根拠とは認められません。

すべてが、星野前市長個人が「やりたくてやったこと」の、結果なのです。